

土木工事における熱中症対策・防寒対策に関する現場環境改善費の取扱いについて

1. 適用の範囲

熊本市が発注する全ての土木工事（土木工事標準積算基準書に基づく工事）のうち、屋外工事を対象とする。

2. 熱中症対策・防寒対策に関する現場環境改善費の取扱い

- （１）主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、現場環境改善費の率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、現場環境改善費に積み上げ計上を行うものとする。なお、積み上げ計上は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率分で計上される現場環境改善費の 100%を上限とする。
- （２）工事内容により率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、現場環境改善費の率分で計上する場合の額の 100%を上限として、積み上げ計上することができるものとする。
- （３）熱中症対策・防寒対策に関する費用は、施設・設備の種類や規模及び設置期間について受発注者間で事前協議を行い、妥当性を確認の上決定した内容について、設計変更により計上するものとする。
また、熱中症対策・防寒対策を実施した場合は、受注者は実施した内容や費用（見積書等）が分かる資料及び実施写真を発注者に提出するものとする。
- （４）リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上する。また、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。
- （５）現場環境改善費に積み上げ計上できる内容は、表-1「熱中症対策に係る経費の考え方」を基本とする。

表-1 熱中症対策に係る経費の考え方

現場環境改善費に 積み上げ計上できるもの	「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行」 （令和 5 年 5 月 1 2 日改定）に含まれるもの
<u>現場の施設等における熱中症対策費用</u> ・ 遮光ネット ・ 大型扇風機、送風機 ・ 製氷機 ・ 日除けテント ・ ミストファン ・ 休息車の配置 等	<u>主に作業員個人に対する熱中症対策費用</u> ・ 塩飴 ・ 経口保水液等の効果的な飲料水 ・ 空調服 ・ 熱中症対策キット 等